

レタシ
由健康保険組合設置促進ニ関スル件

本年七月一日法令ヲ以テ公布セラルル本年一月一日ヨリ實施セラルル健康保険法組
合ノ設置ニテシテハ左ノ条件ヲ以テ設置セラルシ
イ、組合ハ會社及政府ニ於テ全額負担トスルコト
只、組合ヲ法律業然ニ管理セシムルコト

理由、健康保険法制定ノ主旨ハ労働者ニ疾病及ヒ傷害ニ依ル生活脅威ヲ救ハ
トスルニ在ル從テコレカ管理ノ當然ノ例者カ為ス(キ)ナル
五、工場法ノ完全ナル施行ヲ期セラルシタシ

理由、従来車庫ニ於テ勤務中受傷シタル場合工場法カ制定シタルニテ不拘自己ノ
勝手ニ賠償シルカ如ク強弁ニ治療費ヲ共済 但、合負担トスルノニナラスソレニ
依リテ義務不能トナリタル場合ト雖モ何等仕事手當ニ支給セサルハ不當ト認ムルニ就キ南米
ノ場合治療費ハ會社側ニ於テ負担スルト同時ニ仕事手當ヲ支給セラルシタシ
從業員一因ハ衷心ヲ事業ノ発展ヲ希望シ保セテ是存共済ノ意ヲ奉ルニ為シ上ノ條
項ニ就キ親意實施セシメタク此致致願候也

大正十五年十二月十八日
日本交通労働總聯盟 東京支部

東京電氣軌道株式會社御中

勞務第三一六五號

昭和元年十二月三十日

警視總監 大田 政 弘

内務大臣臨時代理

逓信大臣 安 達 謙 藏 殿

鐵道大臣 井上 匡 四 郎 殿

社會局長官 長岡隆一 郎 殿

北海道京都大阪
各廳府縣長官 殿

東京電氣軌道株式會社役員 貴承 提出問題ニ関スル件

(第二報一解決)

首途ニ関シ後業員似ニ於テハ會社似ヲ自治會加盟後業
員ニ脱退ヲ誘要スルカ如キ態度アルヲ不都合ナリトシ